

岐阜県障がい者差別解消支援センター の相談対応状況（H28上半期）について

序 障害者差別解消支援協議会とは

- 岐阜県では、平成28年4月1日より、岐阜県障害者施策推進協議会を障害者差別解消法に定める「障害者差別解消支援地域協議会」と位置付け公表している。
- 協議会は、障がい者からの個別相談に関する協議のほか、差別解消に向けた取組みに関し相談実績や相談事例を踏まえ協議することとされている。

第十七条 (障害者差別解消支援地域協議会)

- 国及び地方公共団体の機関は、当該地方公共団体の区域において、障害者からの相談及び差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。
- 協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認める時は、特定非営利活動促進法に掲げる特定非営利活動法人、学識経験者、その他必要があると認める者を構成員として加えることができる。

第十八条 (協議会の事務等)

- 協議会は、前条の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 相談関係機関及び前条の構成員は、協議結果に基づき、差別を解消するための取組を行うものとする。
- 協議会は、必要があると認めるとき、又は構成員から要請があった場合において必要があると認めるときは、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 協議会が組織されたときは、地方公共団体はその旨を公表しなければならない。

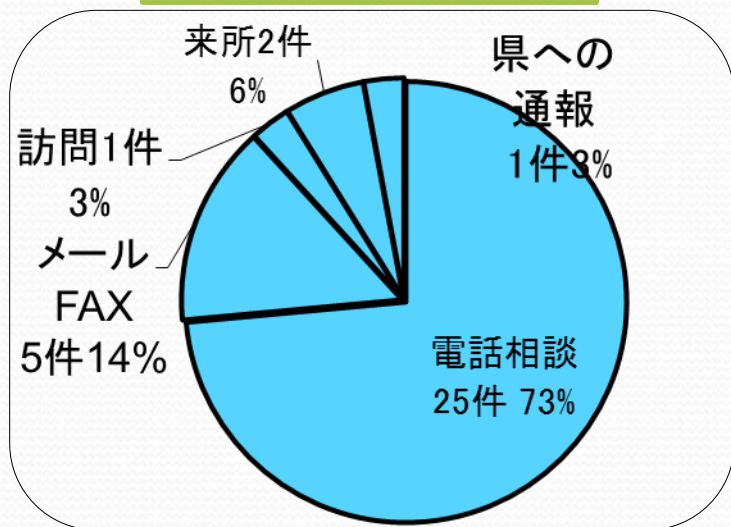
第十九条 (秘密保持義務)

- 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

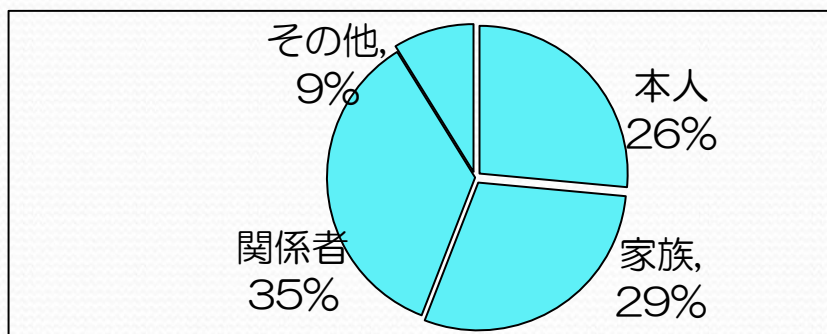
(1) 相談案件の状況① (相談件数、相談方法、相談者の種別・性別)

- 相談件数は延べ34件。月当たり5～6件。
- 直接家族などがセンターに電話相談したケースが多い傾向にある。関係者は、市町村からの問い合わせが多く、地域相談員からの相談は1件あった。

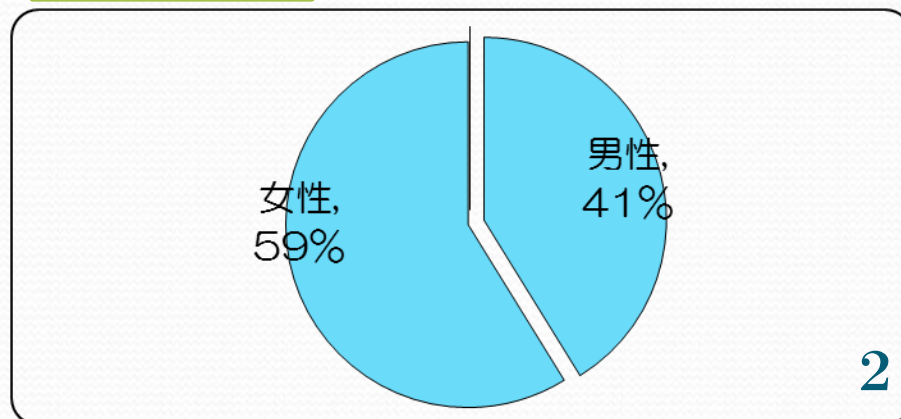
①相談方法



②相談者別



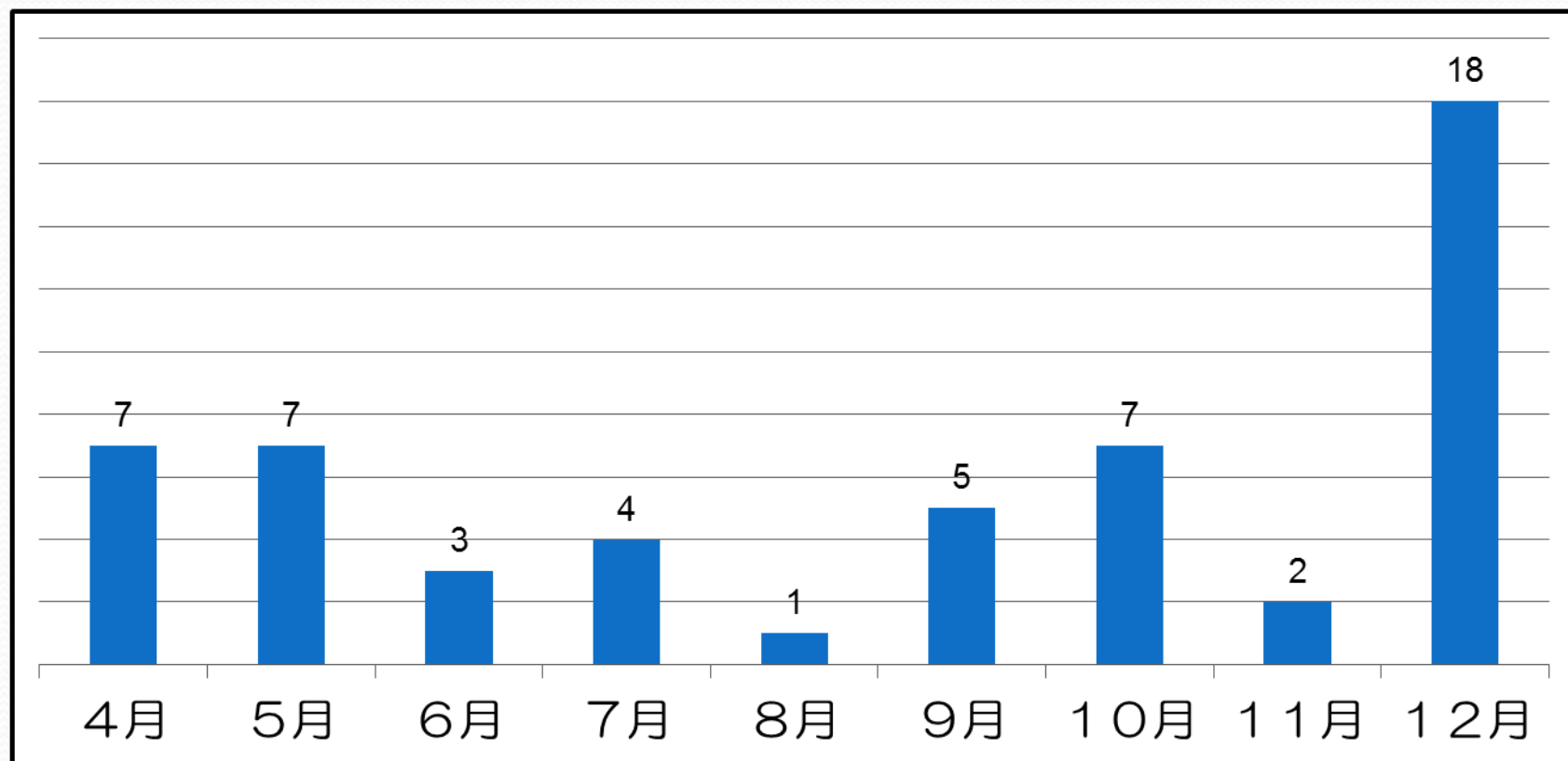
③相談者の性別



【参考】相談件数の推移（平成28年12月末現在）

- 平成28年12月末までの相談状況は延べ54件。

各月ごとの相談件数（延べ件数・平成28年12月末現在）



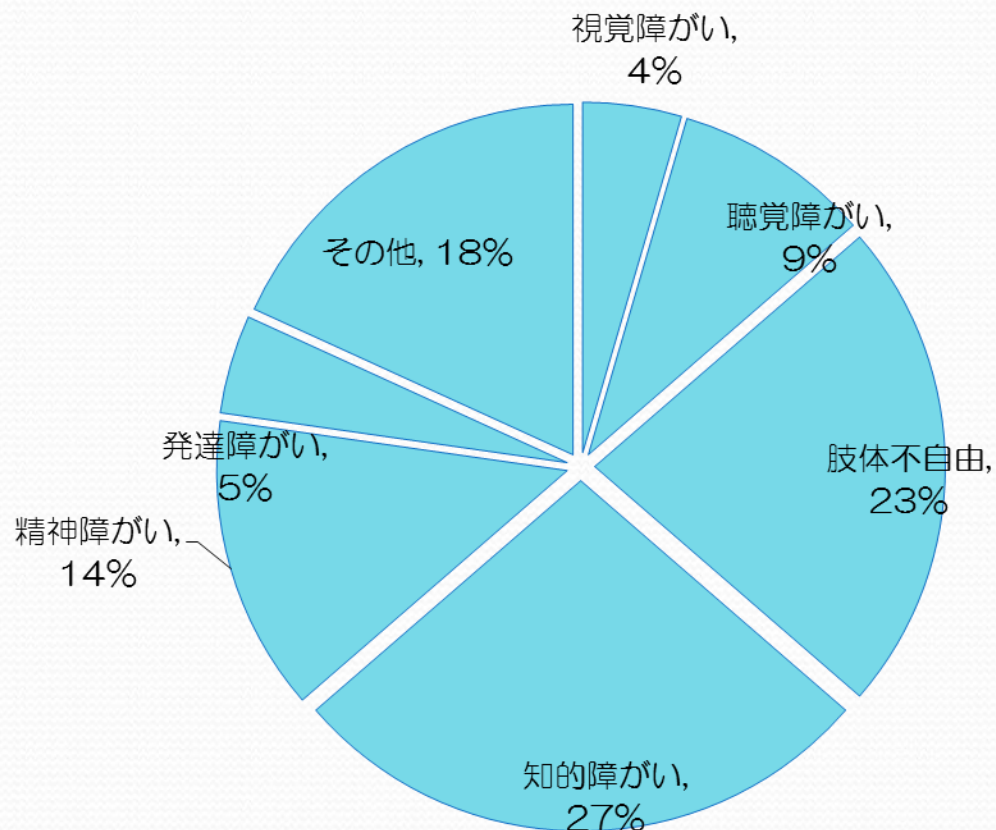
(1) 相談案件の状況② (障がい種別ごとの相談件数)

- 相談件数を障がいの種別で分類すると、実件数は知的障がいの家族（母）の相談が多く、1件あたりの相談回数は知的障がい、身体障がいが多い。

障がい種別ごとの相談件数 (単位:件)

		実件数	延べ件数
身体障がい	視覚障がい	1	2
	聴覚障がい	2	3
	言語等障がい	0	0
	肢体不自由	5	9
	内部障がい	0	0
	計	8	14
知的障がい		6	10
精神障がい		3	5
発達障がい		1	1
難病		0	0
不明・その他		4	4
計		14	20
合計		22	34

相談件数割合 (実件数)



(1) 相談案件の状況③ (相談分野別の相談件数)

- 相談分野別では、『福祉サービス』や『職場』と『建物（不動産を含む）や交通機関』への相談が多い。その他には、開所当時の差別解消法やセンターの業務への問い合わせも含む。

相談分野別の相談件数

近隣・地域	0
教育	2
職場	5
建物や交通機関	5
医療	1
福祉サービス	5
買い物や食事	0
情報・コミュニケーション	0
その他	4
差別関係以外	0
計	22

【福祉サービス】

- ・相談を受けてもらえなかったり、「電話をしてくるな」といった対応をされる。

【職場】

- ・職場で伝達手段としてのパソコンを貸してもらえない。
- ・一般就労でいじめに遭っている。

【建物や交通機関】

- ・タクシーを呼んだ際に、視覚障がいを理由に送迎を拒否された。
- ・精神障がいを理由に、不動産の賃貸を拒否された。

(1) 相談案件の状況④（主な相談内容別の相談件数）

- 主な相談内容としては、民間事業者に関するものが多い。地方公共団体に関するものでは、指定管理等で運営する施設に関する相談が散見された。

主な相談内容別相談件数

民間事業者に関するもの	14
行政機関に関するもの	4
その他	4
計	22

【民間事業者に関するもの】

・建物・交通機関、福祉サービスに関する相談が多い。

【行政機関に関するもの】

・指定管理で運営する福祉施設や相談施設の職員の対応に関する相談。

・指定管理で運営する体育施設の利用に関する相談。

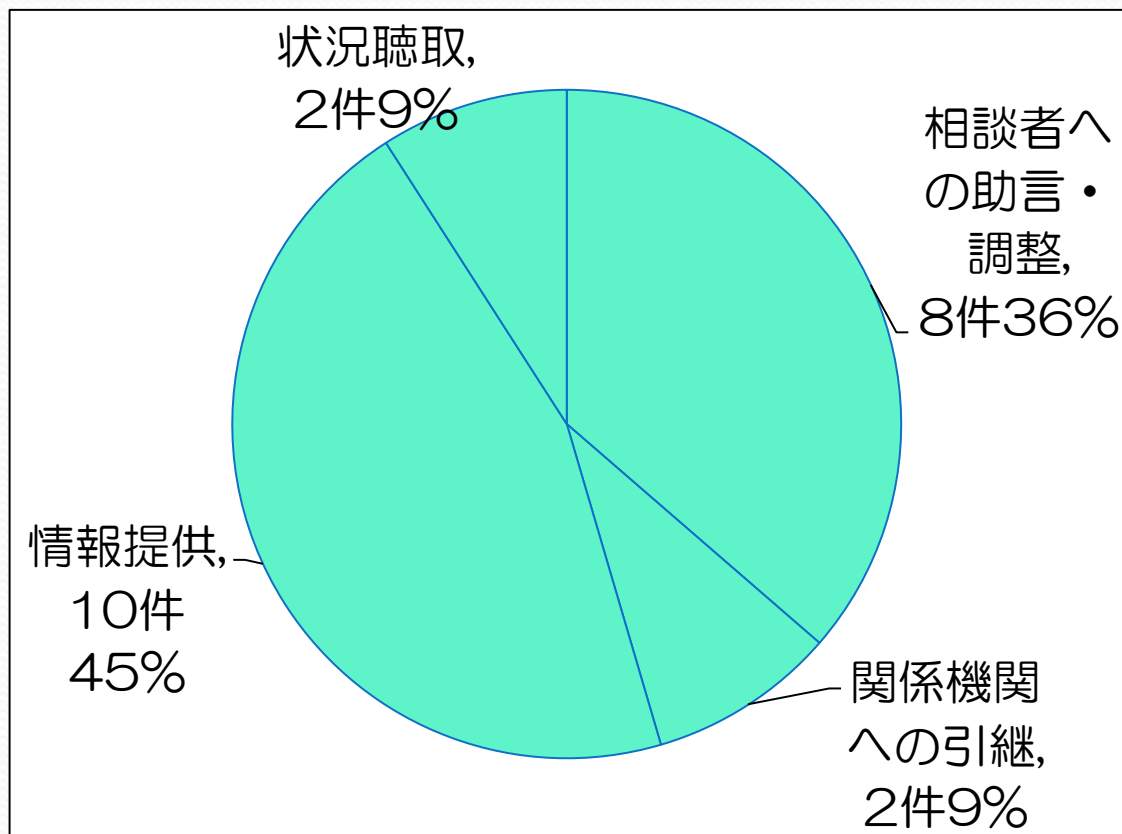
・市のクリーンセンターの雇用に関する相談。

(1) 相談案件の状況⑤（相談案件に対する対応状況）

- 相談案件に対する対応別では、相談者への助言や調整と情報提供が最も多い。助言の内容としては関係機関の紹介が多い状況にある。とりわけ、相談が雇用促進法の範疇にある場合は、労働基準監督署やハローワーク等の相談窓口を紹介している。
- また、相談者が具体的な調整を望まないケースも多いため、情報提供や状況聴取により終結することが多い状況にある

相談分野別の相談件数

相談者への助言・調整	8
関係機関への引継	2
相談者への情報提供	10
相談者からの状況聴取	2
計	22



(2) その他岐阜県障がい者差別解消支援センターの活動

■ 関係機関等との連携の構築

- 岐阜県弁護士会との連携（相談業務に対する指導・助言等）
- 岐阜県医師会との連携（相談業務に対する指導・助言等）
- 岐阜法務局人権擁護課との連携（相談業務の連携、擁護委員の啓発等）
- 岐阜労働局職業安定部職業対策課との連携（障がい者雇用促進法での連携、29年度より人権研修の一環として民間事業所への啓発を実施）
- 民生委員・児童委員との連携（法の啓発等、29年度より研修等を通じ実施）
- 各種相談機関、相談窓口との連携（センターの活動周知、情報提供依頼等）

■ 各種研修等の開催

- 地域相談員研修（28年6～7月、圏域単位で開催、553名参加）
- 市町村担当職員研修（29年1月、37名参加）
- 身体障害者相談員・知的障害者相談員合同研修会での相談状況の説明（29年2月県社会参加推進センター主催、圏域単位で開催、約620名参加）

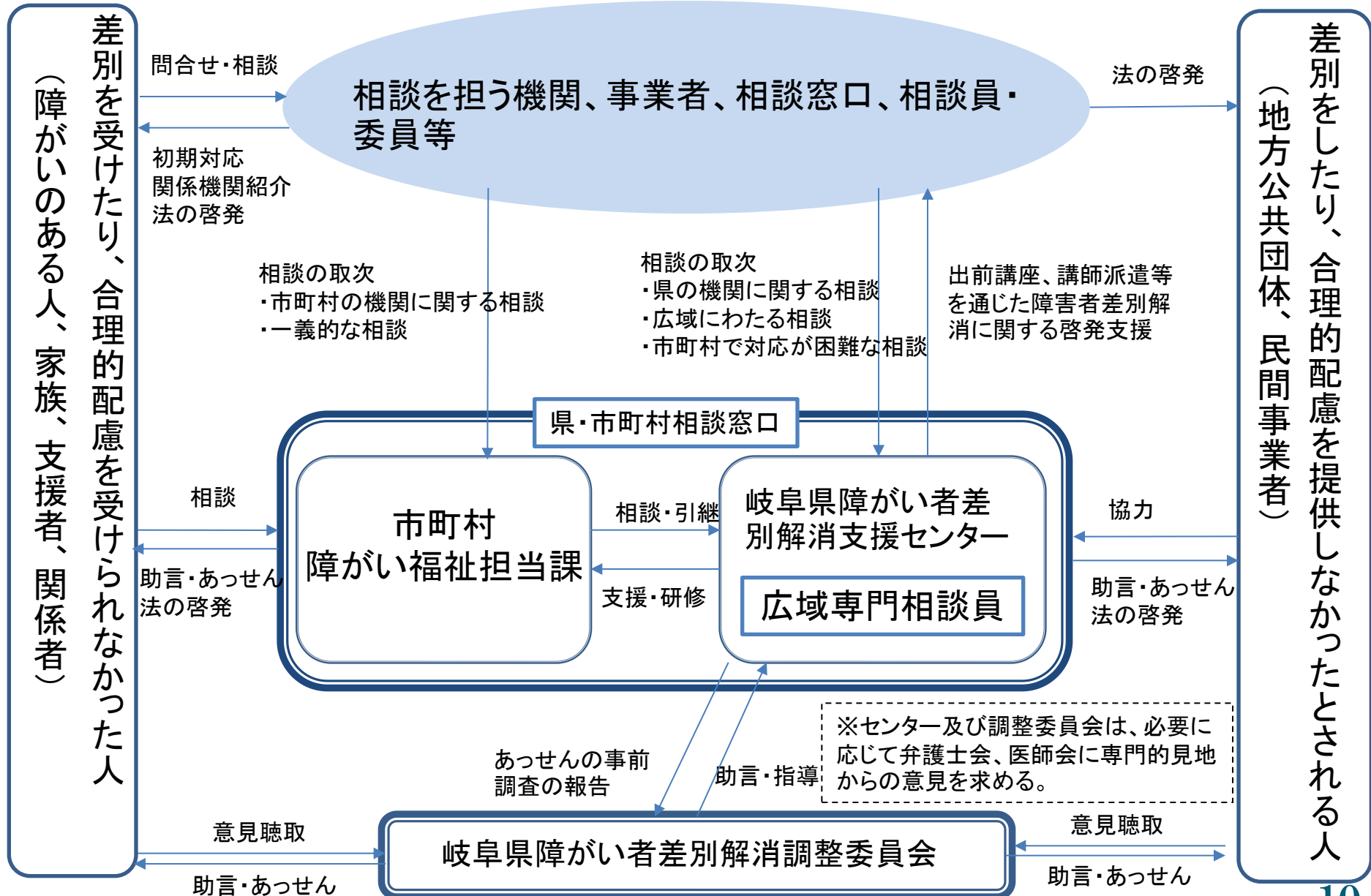
■ その他啓発活動実績

- 岐阜県身体障害者相談員研究大会への出前講座（8月）
- 岐阜県社会福祉士会会合への出前講座（4月・9月）、機関誌掲載（6月・9月）
- 岐阜県難病団体連絡協議会機関誌でのセンター紹介
- 岐阜県各商業団体への啓発訪問

【参考】 行政機関における職員対応要領の策定状況

職員対応要領策定状況(岐阜県)							平成28年10月1日時点	
	策定 済み	策定予定※			策定 せず	未定	合計	
		計	今年度	来年度 以降				
都道府県	1	0	0	0	0	0	1	
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
中核市及び 県庁所在地 (指定都市を除く)	1	0	0	0	0	0	1	
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
その他市町村	35	6	6	0	0	0	41	
	85.4%	14.6%	14.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
合計	37	6	6	0	0	0	43	
	86.0%	14.0%	14.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
全国計	802	584	460	124	18	384	1788	
	44.9%	32.7%	25.7%	6.9%	1.0%	21.5%	100.0%	

【参考】障害者差別解消相談体制の改正（H29.4.1～）



【参考】相談情報の収集・共有の実施（H29.4.1～）

